

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成 29 年 7 月 13 日  
四 国 中 央 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

### 記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			四国中央市川滝町下山	無	H29 年度～H33 年度	中組集落